

東京司法書士会新宿支部規則

平成29年12月4日	臨時總會 成立
平成30年2月6日	東京司法書士会会長承認
令和3年4月28日	定時總會 変更
令和3年7月19日	東京司法書士会会長承認

東京司法書士会新宿支部 規則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本支部の名称は、東京司法書士会新宿支部（以下「支部」という。）とする。

(目的)

第2条 支部は、支部会員（以下「会員」という。）の業務の改善及び会員と東京司法書士会（以下「本会」という。）との連絡調整を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 支部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (3) 業務関係法規の調査及び研究に関する事項
- (4) 福利厚生及び共済に関する事項
- (5) 業務の改善に関する事項
- (6) 業務のための調査に関する事項
- (7) 講演会及び講習会等の開催に関する事項
- (8) 相談事業に関する事項
- (9) 広報活動に関する事項
- (10) その他支部の目的を達成するために必要な事項

(事務所の所在地)

第4条 支部は、支部長の事務所内に事務所を置く。

2 支部は、前項以外の場所に事務所を置くことができる。

3 事務所には、職員を置き、必要な設備を備えることができる。

4 事務所に関する事項は、役員（監事を除く。）の過半数による決定により、これを定める。

第2章 会 員

(支部会員)

第5条 会員は、次に掲げる者をいう。

- (1) 支部区域内に事務所を有する司法書士である会員（以下「司法書士会員」という。）
- (2) 支部区域内に主たる事務所又は従たる事務所のみを有する司法書士法人である会員（以下「法人会員」という。）

（支部会費）

第6条 司法書士会員は、支部の指定する方法により支部会費を納入しなければならない。

2 支部会費は1年度につき金12,000円とし、毎年6月末日までに当該年度分を納入しなければならない。ただし、支部会費の額は、第7条に定める役員（監事を除く）の過半数による決定により減額することができる。

3 年度の途中で支部に入会した司法書士会員は、当該年度分の支部会費として、入会した月の翌月から年度末までの月数に月割額を乗じた額を入会月の翌月末日までに納入しなければならない。

4 年度の途中で支部を退会した司法書士会員は、支部を退会した翌月から年度末までの月数に月割額を乗じた額の支部会費の返還を支部に請求することができる。この場合、振込手数料は当該司法書士会員の負担とする。

5 第2項に定めるほか、支部会費の減免等については、東京司法書士会会費の延納及び減免取扱規程第3条第5項及び第6項に準じる。

第3章 支部の機関

第1節 役員

（役員）

第7条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1人
- (2) 副支部長 5人以内
- (3) 会計 2人以内
- (4) 監事 1人

（役員職務等）

第8条 支部長は、支部を代表し、支部の常務を行う。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は欠員のときは、その職務を代理し又は代行する。

3 会計は、会計に関する事務を行う。

4 監事は、会計に関する監査を行う。

- 5 役員は、他の役員を兼ねることができない。
- 6 役員には、手当を支給することができるものとし、その支給額は総会で定める。

(役員を選任)

第9条 役員は、司法書士会員のうちから総会で選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、就任後の本会の第2回目の定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した役員補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の役員任期の残存期間と同一とする。

3 役員が任期の満了又は辞任により退任した場合において、当該役員定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでその職務を行う。

4 役員は、司法書士会員でなくなったとき、司法書士法（以下「法」という。）第47条第2号の処分を受けたとき、又は総会において解任の決議があったときは、退任する。

第2節 総会

(総会)

第11条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(総会組織)

第12条 総会は、司法書士会員で組織する。

(総会招集)

第13条 定時総会は毎年4月に、臨時総会は必要がある場合に随時、支部長がこれを招集する。

2 総会を招集するには、会日より1週間前に会員に対して、その通知を発しなければならない。ただし緊急を要するときには、その期間を短縮することができる。

3 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

(総会特別招集)

第14条 支部長は、司法書士会員の3分の1以上の者から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会招集の請求があったときは、4週間以内の日を会

日とする総会を招集しなければならない。

2 前項の請求があった日の翌日から3週間以内に支部長が総会招集の通知を発しないときは、前項の請求者が総会を招集することができる。

(総会の決議事項)

第15条 次に掲げる事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 支部規則の制定及び変更に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 本会の運営につき建議すべき事項
- (5) 本会会長(以下「会長」という。)から諮問された事項
- (6) 支部長会に付議し、又は支部長会から付託された事項
- (7) 総会において、審議することを相当と議決した事項

(議決の要件)

第16条 総会の決議は、この規則に別段の定めのある場合のほか、出席した司法書士会員の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

2 前項本文及び第18条本文の場合において、議長は司法書士会員として議決権を行使することができない。

3 司法書士会員は、他の司法書士会員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、代理人は、代理権を証する書面を支部長に提出しなければならない。

4 総会の決議について特別の利害の関係を有する者は、議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、第1項及び第18条の議決権の数に算入しない。

(議決権)

第17条 司法書士会員は、1名につき1個の議決権を有する。

(特別決議の要件)

第18条 支部規則の制定及び変更に関する事項並びに役員解任に関する事項の決議は、司法書士会員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

(議長)

第19条 総会の議長は、総会で選任する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した司法書士会員の中から議長が指名した議事録署名人1名が署名押印しなければならない。

第4章 資産及び会計

(会計年度)

第21条 支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第22条 支部の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 支部会費
- (2) 本会から支部への交付金
- (3) 寄附金
- (4) その他の雑収入

(予算)

第23条 支部長は、毎年会計年度の予算を作成し、定時総会の議決を経なければならない。

2 支部長は、予算が成立しない期間においては、通常の業務を執行するために必要な経費を支出することができる。

(予算外支出)

第24条 支部長は、支出予算については、各款、項に定める目的のほかこれを使用的是ならない。ただし、予算の執行上の必要により、あらかじめ総会の議決を経た場合はこの限りではない。

(財産目録)

第25条 支部長は、支部の資産及び負債を明らかにするために、毎年会計年度末現在に於ける財産目録を作成しなければならない。

(決算報告書)

第26条 支部長は、毎会計年度末終了後、支部の収入及び支出の決算報告書を作成し、監事に提出しなければならない。

2 監事は、前項の報告書を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。

3 支部長は、定時総会に前項の決算報告書を提出しなければならない。

(資産の管理)

第27条 支部の資産は支部長が管理する。

(書類の閲覧)

第28条 司法書士会員は、支部長に対し、資産の状況について説明を求め又は会計に関する記録の閲覧を求めることができる。

第5章 補 則

(代議員)

第29条 本会の代議員は、司法書士会員のうちから総会で選任する。

- 2 代議員の任期は、就任後第1回目の定時総会の終結の時までとする。
- 3 代議員の選任に関する事項は、別に定める代議員選挙規則による。

(支部長の報告義務)

第30条 支部長は、会員が法又は同法施行規則若しくは会則又は支部規則に違反すると思われるときは、その旨を会長に報告しなければならない。

(総会議事録の提出)

第31条 支部長は、総会終了後2か月以内に、その総会の議事録を会長に提出しなければならない。

2 支部長は、前項の総会が定時総会である場合には、当該議事録に決算報告書を添えなければならない。

(慶弔金)

第32条 司法書士会員の慶弔については、次の者が死亡した場合に限り、次の金額を弔慰金として関係者に支給することができる。

- (1) 司法書士会員 金30,000円
- (2) 司法書士会員の配偶者 金10,000円
- (3) 司法書士会員の一親等の親族 金10,000円

(委員会)

第33条 支部は、支部の事業を実施するため、役員(監事を除く。本条において以下同じ。)の過半数の決定により、委員会を設けることができる。

- 2 支部長は、司法書士会員のうちから役員(監事を除く)の過半数の承認を得て、委員を委嘱する。

- 3 委員会の委員の任期は、第10条の規定を準用する。
- 4 委員会の委員には、手当を支給することができるものとし、その支給額は総会で定める。
- 5 前各項に定めるほか、委員会に関する事項は、役員の過半数の決定により、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則（以下「新規則」という。）は、会長承認の日から施行する。

[注] 平成30年2月6日会長承認

(経過措置)

- 2 支部長は、新規則の施行後、新規則の施行前に支部に備えていた会員名簿を本会に返還する。

(支部会費に関する特例)

- 3 平成30年度分から平成34年度分の支部会費を次のとおりとする。

(1) 第6条第2項に定める額 金10,000円

(2) 同条第3項及び第4項に定める月割額 金840円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、会長承認の日から施行する。